

保護者様

新型コロナウイルス感染症による出席停止についてのお知らせ

長野県寿台養護学校

新型コロナウイルス感染症は、病気の悪化を防ぐため、また他のお子さんへの感染を防ぐため出席停止となります。学校保健安全法施行規則により、「新型コロナウイルス感染症」の出席停止期間の基準は「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」となっていますが、あゆみ部・キャンパスには、基礎疾患のある児童生徒や医療的ケアの必要な児童生徒もいるため7日目まで出席停止とします。その間は休んでも欠席日数にはなりません。なお、再登校するに当たって改めて「治癒したかどうか」について医師等の診察を受ける必要はありませんが、心配がある場合は医師の指示にしたがってください。

新型コロナウイルス感染症が軽快し登校する時は、この「出席停止期間終了報告書」を提出してください。この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関で記入してもらうものではありません。

出席停止期間終了報告書

学校長様

部 年組 児童・生徒氏名

1 疾患名 新型コロナウイルス感染症

2 発症日（咳・鼻水・発熱等かぜ様の症状が出た日）

令和 年 月 日（ ）

3 受診した医療機関名

4 医療機関受診日 令和 年 月 日（ ）

5 出席停止期間終了の根拠（日にちを記入してください）

① 発症した後7日を経過した

| 発症日 0日目 | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 4日目 | 5日目 | 6日目 | 7日目 | ★ 8日目 |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----------|
| / | / | / | / | / | / | / | / | / |

② 症状が軽快した後1日経過した

| 軽快日 0日目 | 1日目 | ★ 2日目 |
|------------|-----|----------|
| / | / | / |

登校日 月 日（ ）

太枠★の日のうち遅い方が登校日になります

*症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること。

*無症状の場合は、「医療機関での検体採取日」を「発症日」欄に記入すること。

6 お休みした日 令和 年 月 日（ ）から 月 日（ ）まで

令和 年 月 日

保護者氏名